

## 令和2年度企業主導型保育事業財務審査業務委託仕様書

### 1 業務名

企業主導型保育事業財務審査業務

### 2 業務の目的

企業主導型保育事業の新規申請者の財務審査について、専門的知見を有する受託事業者において実施することにより、審査業務の効率化・適正化を図ることを目的とする。

### 3 業務内容等

#### (1) 業務内容

企業主導型保育事業の新規申請者から提出された3(2)に記載の各種書類により以下①～③について確認し、(5)に記載の提出物を公益財団法人児童育成協会（以下、「協会」という）に提出する。なお、①、②については、財務分析システムに決算報告書等の情報を取り込み、そのシステムを利用して確認することを想定している。また③については、効率的に確認を行う方法を提案すること。

#### ① 財務適格性

以下3点について確認する。

- ・直近の会計年度の決算報告書において債務超過となっていないこと。
- ・直近3年間の会計年度の決算報告書において、3年連続して税引き前利益の額に損失を計上していないこと。なお、直近3年の会計年度の決算報告書を提出することができない新規設立法人等については、提出された決算報告書において、連続して税引前利益の額に損失を計上していないことを確認する。
- ・運営に必要な資金を1か月分以上保有していること。

#### ② 定量的評価

新規申請者の財務状況を定量的に評価するための基準を作成し、当該基準をもとに、新規申請者について以下の観点から、財務分析システムを構築し、当該システムを活用して定量的に評価する。

- ・新規申請者の財務状況が企業主導型保育施設を継続的かつ安定的に実施するために必要な経営基盤を有していると認められるか。

#### ③ 定性的評価

3(2)に記載の各種書類により、以下 i)～iv) について、定性的に評価する。

##### i) ガバナンス・コンプライアンス

企業主導型保育施設（以下、「施設」という）における体制が、一定程度

以上のガバナンスを有し、かつ、コンプライアンスを重視したものとして妥当であると認められるか。

**【評価方法】**

利用者等（利用者又はその家族をいう。）からの相談、苦情等及び保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応方法や、安全管理及び衛生管理のために講じる措置、情報の管理、個人情報保護のための取組等を確認することにより評価を実施する。

ii) 資金計画

施設の運営に係る資金計画や事業実施者全体の今後の資金計画が、一定程度以上の計画性を有する者として妥当であると認められるか。

**【評価方法】**

施設の運営に係る資金計画書、今後5年間の収支予算書（借入等を行う場合の返済額を含む。）や、事業実施者全体の今後5年間の収支（損益）予算書、借入金等返済（償還）計画について確認することにより評価を実施する。

iii) 複数施設の設置

事業実施者が複数の施設を設置しようとする場合に、事業の規模や体制等が妥当であるか。

**【評価方法】**

事業実施者の財政状況等に基づき、複数施設を設置する経営基盤を有しているかを確認することにより評価を実施する。

iv) その他

不正や粉飾決算等、特段の問題等がないか。

(2) 新規申請者からの提出書類（全てPDFデータ）

提出書類については、<https://www.kigyounaihoiku.jp/download-2>を参照のこと。

- ① 新規申請者の法人の申請事業年度の予算書及び最近3期の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ② 新規申請者の財務適格性の審査のための決算報告書に係る公認会計士等の書類等
- ③ 預貯金の残高証明書
- ④ ガバナンス・コンプライアンスに関する調書
- ⑤ 新規申請者の法人等のガバナンス・コンプライアンスに関する資料（任意の提出書類）
- ⑥ 資金計画書
- ⑦ 保育施設の今後5年間の収支予算書
- ⑧ 事業実施者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- ⑨ 事業実施者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画

⑩ 新規申請者又は委託事業者が運営している又は新規申請している保育施設等の状況に関する資料（利用定員・今回の申請物件等の情報）

※⑩については協会より申請データも提供することとする。

⑪ その他本審査業務の実施のために必要と認められる書類

(3) 新規申請見込数

2,500件

(4) 確認期間と報告時期

新規申請者の審査は、申請期間別に申請者を第1グループ（申請期間 令和2年4月20日～5月29日）、第2グループ（申請期間 令和2年5月30日～6月30日）に分けて実施する。

3(1)の業務内容に関して、グループごとの確認期間と報告時期は以下のとおりとする。

・ 3(1)①財務適格性

第1グループ・・・

確認期間：令和2年7月1日（水）～7月15日（水）

報告時期：令和2年7月以降随時 ※最終報告締め切り予定：7月16日（木）

第2グループ・・・

確認期間：令和2年7月17日（金）～8月7日（金）

報告時期：令和2年7月以降随時 ※最終報告締め切り予定：8月11日（火）

・ 3(1)②定量的評価・③定性的評価

第1グループ・・・

確認期間：令和2年7月1日（水）～8月31日（月）

報告時期：令和2年7月以降、協会の指定する時期

※最終報告締め切り予定：9月30日（水）

第2グループ・・・

確認期間：令和2年7月17日（金）～12月18日（金）

報告時期：令和2年7月以降、協会の指定する時期

※最終報告締め切り予定：12月25日（金）

(5) 提出物

受託事業者は協会と協議の上、以下について協会に提出する。必ず公認会計士が確認を行うこと。

①新規申請者から提出された3(2)に記載の各種書類により、3(1)の確認を行った結果を記載した報告書

## ②新規申請者の財務状況を定量的に評価するための基準

### 4 留意事項

- (1) 企業主導型保育事業ポータルサイト (<https://www.kigyounaihoiku.jp/>) の募集についての情報を必ず確認すること
- (2) 旅費、通信費、印刷費、研修費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。なお、協会が必要と認めた場合は委託費の50%以内の額で概算払を行う。
- (3) 本業務により生じた成果物の著作権は、協会に帰属する。
- (4) 本業務を遂行する上で知りえた情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。
- (5) 3(1)の業務内容については、協会と随時協議の上進めることとし、協会の求めに応じ、進捗状況を報告すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、協会担当者へ速やかに連絡し、協議すること。
- (7) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、協会の責めに帰すべきものを除き、受託者において処理すること。